



今月の特集

1. 非正規格差をめぐる判例動向
2. 社会保障協定の発効
3. テレワーク

1. 非正規格差をめぐる判例動向

働き方改革に関する法案が審議されているところですが、非正規格差をめぐり今年の6月1日に最高裁判決が出された判例についてご紹介します。

【ハマキョウレックス事件】

契約社員のドライバーが、正社員との間の労働条件の格差は、契約期間の定めがあることによる「不合理な」相違であり、労働契約法20条に基づき、正社員と同一の権利を有する地位にあることの確認を求めるとともに、無事故手当、作業手当、給食手当、住宅手当、皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与、定期昇給及び退職金の支給と、同期間に正社員に支給された本件諸手当との差額の支給を求めるとともに、無事故手当、作業手当についても不合理」と認めたとした。

- ・一審は、「通勤手当の格差は不合理」とし、二審は、通勤手当のほか、「給食手当、無事故手当、作業手当についても不合理」と認めた。

- ・最高裁は、大阪高裁の判決を支持した上で、「正社員にのみ支給する皆勤手当について、不合理」とであると判断した。

【長澤運輸事件】

定年退職した後、同社に有期雇用の嘱託社員として再雇用されたドライバーの賃金を2割引き下げたことが、正社員時代と同じ仕事内容であるにもかかわらず、期間の定め有無によるもので不合理であると訴え、労働契約に基づき、就業規則等により支給されるべき賃金と実際に支給された賃金との差額及びこれに対する遅延損害金の支払を求めるとともに、無事故手当、作業手当についても不合理」と認めたとした。

- ・一審は、「賃金格差があるのは違法」と判断し、会社側に対して正社員と同じ賃金を支払うよう命じたが、二審は、「定年後の再雇用において、一定程度賃金を引き下げることは広く行われており、社会的にも容認されている」として、同法に違反しないと判断。原告が逆転敗訴した。
- ・最高裁は、定年後の有期雇用者についての労働条件の相違が不合理かどうかは労働契約法20条にいう「その他の事情」に当たるとして、精勤手当の不支給を違法としたが住宅手当や役付き手当などは不合理と認めなかった。賞与についても「退職金の支給や老齢厚生年金の支給が予定されている」として原告側の主張を退けた。

今回の最高裁判決は同一労働同一賃金に関する政府ガイドライン案に沿ったものとなっているようです。

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hatarakikata/pdf/betten1_h281220.pdf (働き方改革実現会議より)

二つの事件とも、労働契約法20条に基づき、有期雇用契約者と正社員のような無期雇用契約者との間で、次の3つの要素を元に不合理かどうか判断されています。

- ① 仕事の内容と責任の程度
- ② 異動や配置の変更の範囲
- ③ その他の事情



賃金については、雇用期間が有期か無期かで支給を決めるのではなく、賃金項目の趣旨に沿って個別に確認する必要があること、また、格差が不合理であるかを検討する上で定年後の再雇用であることは考慮すべき事情にあたるとしており、定年後の再雇用者とそれ以外の有期雇用者について分けて考える必要があることがうかがえます。

2. 社会保障協定の発効

今年5月に、チェコ、フィリピンとの社会保障協定が、それぞれ本年8月1日より効力が生じると事前周知がありました。現在、発効済み相手国は17か国ですが、東南アジアではフィリピンが初となります。また、中国との協定も5月に署名が行われ、国会で承認されれば同協定が締結されます。これにより、駐在5年以内の駐在員は日本に社会保険料を支払い、5年超の駐在員は原則として中国に支払うことが決まり、二重払いが解消されます。



3. テレワーク

政府は、一億総活躍社会の実現に向けた挑戦として「働き方改革」を掲げておりますが、その一環として「テレワーク」を推進しており、それを導入する企業が増えております。自宅やサテライトオフィスを活用した柔軟な働き方が可能になることで、深刻化する人手不足を補い、企業の生産性の向上や離職率の低下につなげることが目的となります。また、大規模な災害や感染症が発生したときに、在宅勤務などを活用した事業継続にも有効です。

今年の6月、総務省はテレワークの導入や活用に役立つ情報として導入モデルのガイドを公開しました。各企業が導入の際に直面した課題や導入後の効果を、多くの事例を用いて紹介しておりますので、各社でテレワークの導入をご検討されるにあたり、参考にされてはいかがでしょうか。

詳しくは、以下のURLをご覧ください。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/telework/index.htm

【発行元】

SATO 社会保険労務士法人 札幌オフィス

〒060-0906

北海道札幌市東区北6条東2-3-1

TEL: (011) 351-3010

本誌掲載記事等の無断転載はご遠慮ください

